

議案第 56 号

市川市防災会議条例の一部改正について

市川市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 19 年 2 月 13 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市防災会議条例の一部を改正する条例

市川市防災会議条例（昭和 37 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市川市防災会議」を「、市川市防災会議」に改める。

第 2 条第 3 号中「法律」を「、法律」に改める。

第 3 条第 1 項中「委員 50 人以内」を「55 人以内の委員」に改め、同条第 4 項中「事故あるとき」を「事故があるとき又は会長が欠けたとき」に改め、同条第 6 項中「2 年」を「、2 年」に改める。

第 5 条中「、必要な」を「必要な」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

地域の防災に資する委員を加え、防災会議の所掌事務をより効果的に遂行するため、委員の定員を増員するほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。